

○西南学院大学自己点検・評価規程

2012（平成24）年12月11日
制定

（目的）

第1条 西南学院大学（以下「本学」という。）は、教育研究水準の向上に努め、教育研究活動の活性化を図るとともに、その社会的責務を果たしていくために、教育研究及び大学管理運営の状況について、自己点検・評価を行うことを目的とする。

（実施体制）

第2条 前条の目的を達成するため、本学に全学点検評価委員会（以下「全学評価委員会」という。）及び個別点検評価委員会（以下「個別評価委員会」という。）を置く。

2 個別評価委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める西南学院大学自己点検・評価規程細則（2012（平成24）年12月11日）によるものとする。

（自己点検・評価項目）

第3条 本学は、次に掲げる項目について自己点検・評価を行う。

- (1) 理念・目的
- (2) 内部質保証
- (3) 教育研究組織
- (4) 教育課程・学習成果
- (5) 学生の受け入れ
- (6) 教員・教員組織
- (7) 学生支援
- (8) 教育研究等環境
- (9) 社会連携・社会貢献
- (10) 大学運営・財務

2 前項各号に係る自己点検・評価項目は、第7条第1項第1号に基づき、全学評価委員会が設定する。

（自己点検・評価活動）

第4条 自己点検・評価は、次に掲げる事項によって進められる。

- (1) 個別評価委員会は、前条第1項に定める項目のうち、当該個別評価委員会が所管する事項について、自己点検・評価を行う。
- (2) 個別評価委員会は、前号の自己点検・評価した結果について、毎年、教学マネジメント委員会、研究マネジメント委員会又は基本問題点検評価委員会（以下「基本問題評価委員会」という。）に報告を行う。
- (3) 個別評価委員会のうち、教学マネジメント委員会、研究マネジメント委員会及び基本問題評価委員会は、個別評価委員会が取りまとめた自己点検・評価の結果を集約し、毎年、全学評価委員会に報告を行う。
- (4) 全学評価委員会は、評価結果についての集約を行うとともに、個別評価委員会に助言・指摘及び改善指示を行う。
- (5) 毎年の自己点検・評価活動は、別に定める実施要領による。

（自己点検・評価結果への対応）

第5条 本学は、毎年の自己点検・評価結果を自己点検・評価報告書としてまとめる。

2 前項の自己点検・評価報告書は、学校教育法が定める認証評価を受けるための調書とする。

3 自己点検・評価の総括結果は、学内外に公表する。

4 各学部、各研究科及び各部局は、自己点検・評価結果に基づき、その教育研究等について改善が必要と認められた場合は、その改善に努め、全学評価委員会に改善状況を報告

する。

- 5 学長は、総括結果を大学の諸計画に反映させるよう努めなければならない。
(全学評価委員会)

第6条 全学評価委員会は、本学の自己点検・評価の実施及びその結果の公表並びに学校教育法が定める認証評価への対応に関して総括し、本学の自己点検・評価活動の推進及び発展を図る。

第7条 全学評価委員会は、個別評価委員会の自己点検・評価を総括するとともに、次に掲げる事項を処理する。

- (1) 自己点検・評価の基本計画及び実施項目に関する事項
- (2) 個別評価委員会が取りまとめた自己点検・評価結果の集約及び承認
- (3) 個別評価委員会が取りまとめた自己点検・評価結果に対する助言・指摘及び改善指示
- (4) 内部質保証推進委員会（以下「内部質保証委員会」という。）からの提言への対応
- (5) 自己点検・評価総括結果の公表
- (6) 認証評価機関への申請及び評価結果への対応
- (7) その他自己点検・評価及び認証評価に関する事項

2 前項第3号を処理するに当たって、構成員以外の専任教職員及び外部有識者に意見を求めることができる。

第8条 全学評価委員会に委員長を置く。

- 2 全学評価委員会の委員長は、学長とする。
- 3 全学評価委員会は、委員長が招集し、その議長となる。
- 4 議長に事故ある場合は、委員の互選により議長を定める。

第9条 全学評価委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 学長
- (2) 副学長（総務担当）
- (3) 副学長（教育・研究担当）
- (4) 学部長
- (5) 宗教部長
- (6) 教務部長
- (7) 学生部長
- (8) 図書館長
- (9) 学術研究所長
- (10) 大学院学務部長
- (11) 大学院研究科長
- (12) 体育館主任
- (13) 情報処理センター所長
- (14) 國際センター所長
- (15) 入試センター長
- (16) 言語教育センター長
- (17) 博物館長
- (18) キャリアセンター長
- (19) 教職教育センター長
- (20) ラーニングサポートセンター長
- (21) ボランティアセンター長
- (22) 西南コミュニティーセンター長
- (23) 西南子どもプラザ長

- (24) 臨床心理センター長
 - (25) 事務局長
 - (26) 大学事務長
 - (27) 事務部長
 - (28) 前各号以外の内部質保証委員会委員
- 2 その他委員長が特に必要と認めた場合は、構成員以外の出席を求めることができる。
 - 3 第1項各号に定める委員がやむを得ない理由で出席できないときは、代理出席を認めることができる。
- 第10条 全学評価委員会委員の任期は、当該役職の在任期間とする。
- 2 中途の欠員補充及び交代の場合は、前任者の残任期間とする。
- 第11条 全学評価委員会は、第9条第1項各号に定める委員（代理出席者を含む。）の3分の2以上の出席をもって成立する。
- 2 全学評価委員会の議事は、出席者の過半数をもって議決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
 - 3 委員会に出席できない者は、委任状を提出することができる。
 - 4 委任状は、出席者数に算入することができる。
- （個別評価委員会）
- 第12条 全学評価委員会のもとに、次に掲げる個別評価委員会を置く。
- (1) 教学マネジメント委員会
 - (2) 研究マネジメント委員会
 - (3) 基本問題評価委員会
 - (4) 学部点検評価委員会
 - ア 神学部点検評価委員会
 - イ 外国語学部点検評価委員会
 - ウ 商学部点検評価委員会
 - エ 経済学部点検評価委員会
 - オ 法学部点検評価委員会
 - カ 人間科学部点検評価委員会
 - キ 國際文化学部点検評価委員会
 - (5) 大学院点検評価委員会
 - (6) 大学院研究科点検評価委員会
 - ア 法学研究科点検評価委員会
 - イ 経営学研究科点検評価委員会
 - ウ 外国語学研究科点検評価委員会
 - エ 文学研究科点検評価委員会
 - オ 経済学研究科点検評価委員会
 - カ 神学研究科点検評価委員会
 - キ 人間科学研究科点検評価委員会
 - ク 國際文化研究科点検評価委員会
 - (7) その他の個別評価委員会
 - ア 宗教部点検評価委員会
 - イ 学生部点検評価委員会
 - ウ 教務部点検評価委員会
 - エ 図書館点検評価委員会
 - オ 学術研究所点検評価委員会
 - カ 体育館点検評価委員会

- キ 情報処理センタ一点検評価委員会
- ク データサイエンス教育点検評価委員会
- ケ 國際センタ一点検評価委員会
- コ 入試センタ一点検評価委員会
- サ 言語教育センタ一点検評価委員会
- シ 博物館点検評価委員会
- ス キャリアセンタ一点検評価委員会
- セ 教職教育センタ一点検評価委員会
- ソ ラーニングサポートセンタ一点検評価委員会
- タ ボランティアセンタ一点検評価委員会
- チ 西南コミュニティーセンタ一点検評価委員会
- ツ 西南子どもプラザ点検評価委員会
- テ 臨床心理センタ一点検評価委員会

2 個別評価委員会の委員構成、職務等は、別に定める西南学院大学自己点検・評価規程細則による。

(所管部署)

第13条 この規程に関する事務は、総合企画部企画課の所管とする。

(規程の改廃)

第14条 この規程の改廃は、全学評価委員会の議を経て、部長会議が処理する。この場合において、その実施には、学長の承認を得ることとする。

附 則

1 この規程は、2013（平成25）年4月1日から施行する。

2 この規程の施行に伴い、西南学院大学点検評価規程（1992（平成4）年11月25日制定）は、廃止する。

附 則

この規程は、2014（平成26）年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2015（平成27）年6月9日から施行し、2015（平成27）年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、2017（平成29）年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2020年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2022年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2023年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2024年4月1日から施行する。